

発湯監第29号  
令和8年1月20日

湯梨浜町長	宮脇 正道 様
湯梨浜町議会議長	磯江 公博 様
湯梨浜町教育委員会教育長	山田 直樹 様
湯梨浜町農業委員会会長	長谷川 誠一 様

湯梨浜町代表監査委員 重松 雅文

湯梨浜町監査委員 光井 哲治

## 令和7年度第2回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、令和7年度第2回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

### 第1 監査の概要

#### I 監査の項目

- (1) 会計執行状況について
- (2) 歳計外現金残高について
- (3) 入札執行状況について
- (4) 湯梨浜町第4次総合計画の実施計画について
- (5) 湯梨浜町定員適正化計画について

#### II 監査の実施日

令和7年12月24日（水）

### Ⅲ 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、資料審査、聞き取りを行った。

#### 第2 監査結果

##### (1) 会計執行状況について

##### (2) 歳計外現金残高について

提出資料に基づき審査した。概ね適切に執行されていることを確認した。

##### (3) 入札執行状況について

令和7年度工事等契約執行状況一覧表【100万円以上】から12件及び長期継続契約締結一覧表から8件を任意に抽出し、契約の手順等について監査を行った。

各契約とも法令等に従って概ね適切に執行されていたことを確認した。しかし、長期継続契約の1件について、契約書に必ず盛り込まれるべき「次年度以降予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、契約を解除できる」旨の規定がなかった。

長期継続契約については、「令和6年度湯梨浜町歳入歳出決算審査意見書」でも指摘したように、「湯梨浜町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用に関する基準等について」を遵守されること。

##### (4) 湯梨浜町第4次総合計画の実施計画について

当該計画はまちづくりの基本理念を示し町が目指す将来像、基本理念、まちづくりの目標を掲げる「基本構想」、この構想を実現するため目指すべき将来像を達成するための分野別の施策の方向を定めた「基本計画」、そして具体的なプラン、事業の計画や事業及び財政計画を示す「実施計画」の3つで構成されており、この「実施計画」は毎年度見直しを行うこととなっている。

今回の監査では実施計画が毎年度どのように実施されているのかを確認した。次年度以降この見直しの作業がこれまで以上に実効性があるものにするために、各分野の個別の計画（湯梨浜町障がい者計画、湯梨浜町公共施設等総合管理計画など）やプランなどにより総合計画を補い、より分かりやすくしながら各種取組が進められることを要望する。そのためにも各職員一人一人が総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）を念頭に置いて執務されることを要望する。

##### (5) 湯梨浜町定員適正化計画について

当該計画は適正な規模の組織・機構の整備を進め定員管理の適正化を行う

もので、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とし、具体的には職員数の202人（R4.4.1現在）を205人（R10.4.1現在）とする目標数値を掲げている。また会計年度任用職員、短時間再任用職員は令和4年度当初の職員数と同水準にするとしている。

今回の監査では中間年にあたる令和7年度の現状及び取組状況等について聞き取りした結果、定員適正化に向けて社会福祉士、土木技師などの専門職の配置、機構改革による事務事業の集約化などに取り組まれていることを確認した。職員数はほぼ計画の範囲内であるものの保育士不足の解消、新規事業や様々な住民ニーズへの対応が求められている現状の中、令和6年度決算では経常収支比率が92.6%（前年度比3.6%増）で財政の硬直化が進んでおり、人件費が増加の主な要因の一つともなっている。

令和8年度予算編成にあわせて既存事業の見直しの作業が行われており、引き続き定員適正化に向けた取組を進めていただきたい。